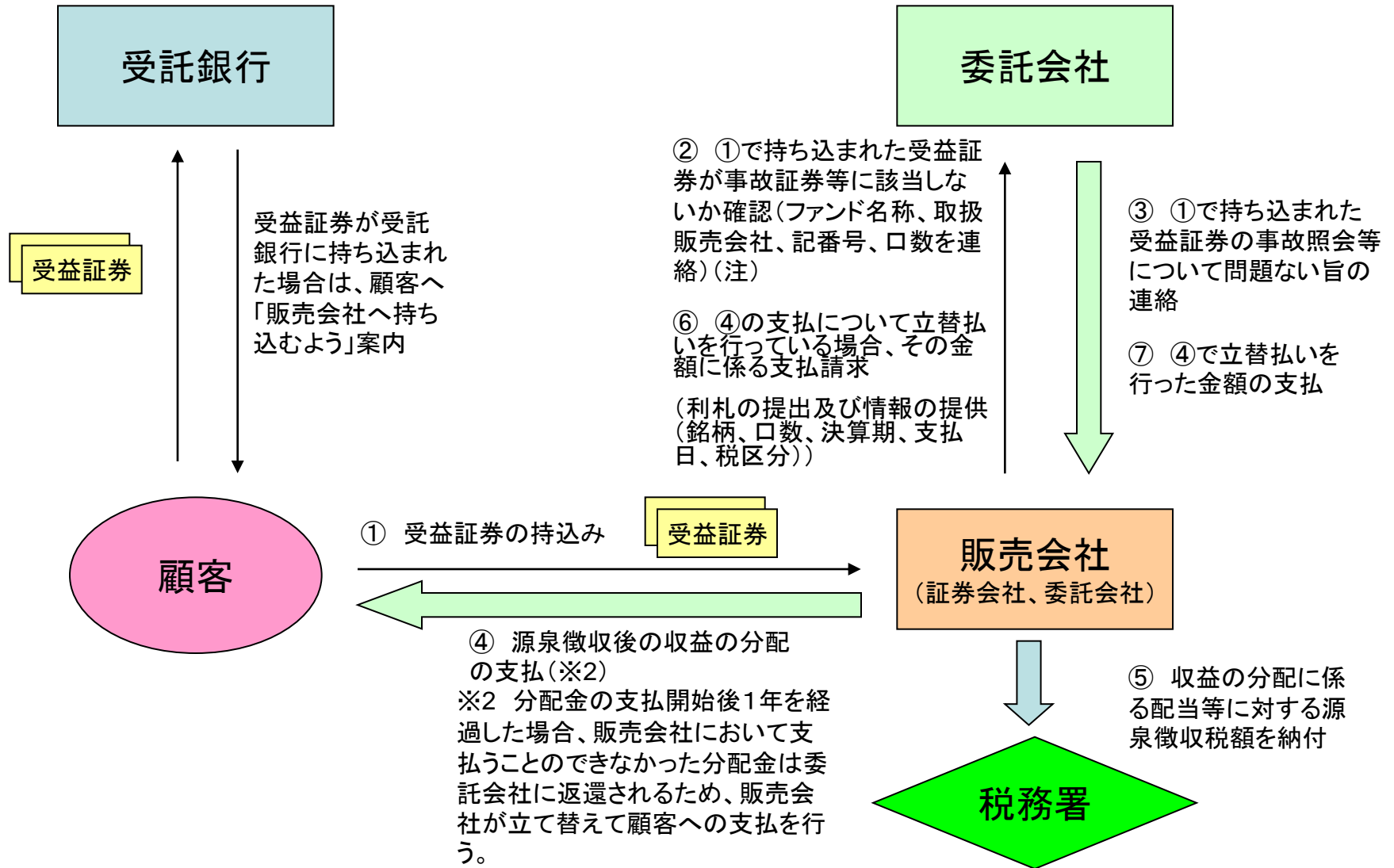


公募株式投資信託の収益の分配の支払事務(※1)について

※1 委託会社と販売会社との具体的な事務処理は、募集販売契約や事務取扱要領を根拠に行われる。



(注) 基本的には、各委託会社より、発生都度提供を受ける事故証券のファンド情報(記番号等)等に基づいて各販売会社にて事故チェックをするなど、必要な対応を行う。ただし、分配金や償還金の時効を迎えた受益証券等の持込みがあった場合など必要に応じて委託会社へ支払の可否等の事故確認を行う。